初心運転者講習実施要領の制定について

例規(運教)第49号 令和2年12月8日 千葉県警察本部長

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

別添

初心運転者講習

第1 目的

この要領は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第1項第10号及び法第108条の3並びに道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)第38条第10項及び施行規則第38条の4に規定する初心運転者講習(以下「講習」という。)に関し必要な事項を定め、もって講習の適正かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

第2 講習対象者

講習の対象者は、法第100条の2第1項に規定する基準該当初心運転者のうち、警察庁情報通信局情報管理課からの通報又は他の都道府県公安委員会からの通知があったものとする。

第3 運用責任者

- 1 県本部に運用責任者を置き、交通部運転免許本部運転教育課長をもって充てる。
- 2 運用責任者は、講習の適正かつ円滑な運用に努めるものとする。

第4 実施機関

講習は、法第108条の4第1項第2号及び第3項並びに指定講習機関に関する規則 (平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「指定規則」という。)第8条に規定する 基準を満たすものとして、公安委員会の指定を受けた者(以下「指定講習機関」とい う。)において実施するものとする。

第5 運転習熟指導員の選任等

1 選任

運用責任者は、指定講習機関の管理者(以下「管理者」という。)が法で定める運転習熟指導員(以下「習熟指導員」という。)を選任したときは、運転習熟指導員選(解)任届(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付させ、公安委員会に届出をさせるものとする。

- (1) 千葉県道路交通法施行細則(昭和35年千葉県公安委員会規則第12号。以下「細則」という。)第28条に規定する運転習熟指導員審査合格証又は指定規則第7条第5号に該当する者であることを証明する書類
- (2) 辞令書の写し

2 解任

運用責任者は、管理者が習熟指導員を解任したときは、運転習熟指導員選(解)任 届に辞令書の写しを添付させ、公安委員会に届出をさせるものとする。

第6 講習実施計画書の作成等

1 講習実施計画書の作成及び報告

運用責任者は、指定講習機関における講習の実施計画について、初心運転者講習実施計画書(別記第2号様式)により、実施月の前々月の10日までに公安委員会に報告させるものとする。

なお、提出後にその内容を変更した場合は、直ちに運用責任者へ報告させるものと する。

2 講習実施日等の設定基準

講習実施日等は、原則として次の基準により設定させるものとする。

- (1) 講習の実施日は、毎週1回の割合とし、毎月1回以上、日曜日又は国民の祝日に 関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する祝日を含めること。
- (2) 講習の実施回数は、1日1回とすること。
- (3) 講習の開始時間は、午前9時とすること。ただし、原動機付自転車に係る講習については、午前9時又は午後1時のいずれかに設定することができる。

第7 講習の通知等

1 受講日時及び場所の指定

運用責任者は、受講日時及び場所(以下「受講日等」という。)について、初心運 転者講習実施計画書に基づき、受講者の講習区分、住居地等を考慮して指定するもの とする。

2 講習対象者に対する講習の通知

運用責任者は、施行規則別記様式第22の11に規定する初心運転者講習通知書 (以下「通知書」という。)に受講上の注意事項等を記載した書面を添付し、講習対象者への手交又は配達証明郵便により講習を通知するものとする。

3 指定講習機関に対する講習対象者の通知

運用責任者は、受講場所として指定した指定講習機関に対して、初心運転者講習受講予定者通知書(別記第3号様式)により講習対象者を通知するものとする。この場合において、講習対象者をファクシミリにて通知するときは、初心運転者講習受講予定者通知書を省略し、初心運転者講習受講予定者一覧表のみを送信するものとするが、確実に送信後の到達確認を行うものとする。

- 4 受講日等の変更
- (1)運用責任者は、講習対象者が指定された受講日等に受講ができない場合には、原則として、当該講習対象者が通知書を受領した日の翌日から起算して1か月以内に 受講日等を再指定するものとする。
- (2) 運用責任者は、講習対象者が道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第41条の2に規定するやむを得ない理由により、指定された受講日等に受講ができない場合は、当該やむを得ない理由のあることを証明する書類を提示させ、これを確認した後に受講日等を再指定するものとする。この場合の再指定は、原則として、当該講習対象者が通知書を受領した日の翌日から起算して1か月にやむを得ない理由があった期間を加算した期間内に行うものとする。
- 5 講習の移送

- (1)運用責任者は、講習対象者が他の都道府県に住所を変更していることが判明した ときは、当該講習対象者に速やかに運転免許証の記載事項の変更届出を行うように 指導するとともに、初心運転者講習移送通知書(別記第4号様式)により変更先の 住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知するものとする。
- (2) 運用責任者は、講習対象者が他の都道府県から本県に住所を変更し、本県で講習を受けようとするときは、速やかに運転免許証の記載事項の変更届出を行うように指導するとともに、旧住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知を行い、初心運転者講習移送通知書の送付を求めるものとする。
- (3) 運用責任者は、講習対象者の旧住所地を管轄する都道府県公安委員会から初心運転者講習移送通知書を受理したときは、速やかに受講日等を指定し、当該講習対象者に通知するとともに、指定講習機関に対して、第7の3の例により講習対象者を通知するものとする。

第8 講習の実施

1 講習の申込み

講習の申込みは、初心運転者講習受講申請書(細則第13号様式)により、指定講習機関において受理させるものとする。この場合において、初心運転者講習通知手数料は、千葉県収入証紙規則(昭和33年千葉県規則第12号)に基づき千葉県収入証紙により納付させるものとする。

2 講習の内容等

(1)講習時間

講習時間は、準中型自動車免許(以下「準中型免許」という。)、普通自動車免許(以下「普通免許」という。)、大型自動二輪免許(以下「大型二輪免許」という。)又は普通自動二輪免許(以下「普通二輪免許」という。)に係る講習にあっては7時間、原動機付自転車免許(以下「原付免許」という。)に係る講習にあっては4時間とする。

(2) 講習細目等

講習は、初心運転者講習細目(別表。以下「講習細目」という。)により行わせるものとする。

(3) 講習の編成

講習1回当たりの受講者数は、おおむね6人以上15人以下とする。

なお、講習細目のうち講習項目「2 場内コースにおける運転演習」及び「3 路上における運転演習」については、1 グループ 3 人以下で行わせるものとする。また、講習項目「4 危険予測訓練」で運転シミュレーターを使用する場合については、1 グループ 3 人以下、グループ数は2 以下とし、講習項目「3 路上における運転演習」及び「4 危険予測訓練」の実施方法は次のとおりとする。

実 施 順 序	1	2
グループ1	路上における運転演習	危険予測訓練
グループ 2	危険予測訓練	路上における運転演習

(4) 教本

講習において使用する教本は、次に掲げる内容について正確にまとめられたもの

とする。また、本県における初心運転者の交通事故実態資料、視聴覚教材等を効果 的に使用させるものとする。

ア 初心運転者の特性

初心運転者(若者運転者)の交通事故の要因について解説すること。

イ 安全運転意識の向上

安全マインドを身につけた協調性のあるドライバーについて解説すること。

- (ア) 道路交通における社会的責任
- (イ) 安全運転の習慣づけ
- (ウ) 運転マナー等
- ウ 危険予測

見通しの悪い交差点、側方通過、カーブ等の様々な危険場面を想定した認知と判断について解説すること。

エ 被害者の手記

安全意識の向上に資するような内容の被害者、加害者、被害者遺族等の手記を 掲載すること。

オ その他

交通の方法に関する教則 (昭和53年国家公安委員会告示第3号) の内容 (第2章及び第3章を除く。) を必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

(5) 講習用車両の使用区分

講習用車両は、指定規則第2条の規定に基づき、指定講習機関が公安委員会に申請した自動車等を次の区分により使用させるものとする。ただし、講習対象者が身体障害者用車両の使用を申し出た場合には、持込みを認めさせるものとする。

- ア 準中型免許の講習対象者に対する講習用車両は、教習用車両と同程度の準中型 貨物自動車とする。
- イ 普通免許の講習対象者に対する講習用車両は、教習用車両と同程度の普通乗用 自動車とする。ただし、特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、特定後 写鏡等を準中型免許の講習対象者にあってはサイドミラーに取り付け、普通免許 の講習対象者にあっては車室内に取り付けて使用するものとする。
- ウ 大型二輪免許の講習対象者に対する講習用車両は、総排気量0.700リットル以上の大型自動二輪車(AT限定大型二輪免許の講習対象者に対しては、総排気量0.600リットル以上)とする。
- エ 普通二輪免許の講習対象者に対する講習用車両は、総排気量0.300リットル以上の普通自動二輪車とする。
- オ 小型限定普通二輪免許の講習対象者に対する講習用車両は、総排気量 0.09 0リットル以上 0.125リットル以下の普通自動二輪車とする。
- カ 原付免許の講習対象者に対する講習用車両は、スクータータイプの原動機付自 転車とする。ただし、必要に応じて変速ギア付原動機付自転車を併用することが できるものとする。
- (6) 講習用車両使用時の留意事項

ア 講習に使用する準中型貨物自動車及び普通乗用自動車においては、車両に初心

運転者標識のほか、「講習中」の標識を車両の前方又は後方に、大型自動二輪 車、普通自動二輪車及び原動機付自転車においては、「講習中」の標識を車両の 後方に見やすいように表示するものとする。

イ 講習に使用する準中型貨物自動車及び普通乗用自動車においては、習熟指導員 が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置(補助ブレーキ) を備えるものとする。

なお、身体障害者用車両においても、必ず同装置を備えたものを持ち込ませる ものとする。

- ウ 速度表示灯等が装備されている大型自動二輪車又は普通自動二輪車を講習に使用する場合においては、これらを覆うカバーを装着し使用するものとする。この場合において、カバーに講習中である旨の表示をした場合には、「講習中」の標識の表示を省略することができるものとする。
- エ 大型二輪免許、普通二輪免許及び原付免許の講習対象者に対する講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため、講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する者を含めて集団講習(運転演習)を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対応できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保するものとする。

(7) 車両変更の届出

運用責任者は、指定講習機関が講習用車両を変更する場合は、初心運転者講習車 両変更届(別記第5号様式)により公安委員会に届出をさせるものとする。

(8) 講習コース

運用責任者は、指定講習機関が講習コースを選定(変更)する場合は、講習コース確認申請書(別記第6号様式)に講習コース図を添付し、正副2部を公安委員会に申請させるものとする。この場合における路上コースとして使用する道路については、当該コースを管轄する署長に路上講習コース承認願(別記第7号様式)3部を提出させ、その承認を受けた後、2部を講習コース確認申請書に添付して申請させるものとする。

第9 講習の中断等

1 講習の中断

指定講習機関が講習を中断した場合は、管理者が、残された講習細目及び講習時間を当日中に終了できると認めた場合に限り講習を再開することができるものとする。 なお、管理者が当日中に終了できないと認めたときは、運用責任者と調整の上、日を改めて補習を行うものとする。

2 中断の報告

運用責任者は、指定講習機関が講習を中断したときは、速やかに講習中断報告書 (別記第8号様式)により公安委員会へ報告させるものとする。

第10 講習終了者に対する措置等

1 運用責任者は、講習対象者が講習を終了したときは、当該講習を行った指定講習機 関において、当該講習対象者に対し、初心運転者講習終了証明書(別記第9号様式) を交付させるものとする。

- 2 運用責任者は、指定講習機関における講習結果について、速やかに初心運転者講習 結果報告書(別記第10号様式)により公安委員会に報告させるとともに、通知手数 料相当額の千葉県収入証紙が貼付された収入証紙納付書(千葉県収入証紙規則別記第 10号様式)を提出させるものとする。
- 3 運用責任者は、講習を終了した者について、速やかに運転者管理業務のシステムに 登録するものとする。

第11 講習実施上の留意事項

運用責任者は、指定講習機関に次に掲げる事項について確実に実施させるものとする。

1 講習対象者の確認

身代わり受講等の不正を防止するため、運転免許証及びその他の書類により講習対象者本人であることを確実に確認すること。

2 受講期間の確認

受講期間の確認は、通知書に記載されている日付及び本人の申告により行い、受講期間に疑いがあるものについては、直ちに運用責任者に照会し、確認を受けること。

3 免許停止中の者等からの申込みに関する報告

免許停止中の者から講習の申込みがあったときは、免許停止中は受講できない旨を 教示し、受講対象者の氏名、受講予定日時等の必要事項について運用責任者まで報告 すること。また、運転免許証を忘れた者についても同様の扱いとすること。

4 やむを得ない理由による受講期間外の申込み者に対する措置

やむを得ない理由により、受講期間内に講習を受けることができなかった者から講習の申込みがあったときは、これを受理することなく、速やかに運用責任者まで報告し、必要な指示を受けること。

5 県外に住所を有する者からの申込みに対する措置

県外に住所を有する者から講習の申込みがあったときは、これを受理することなく、当該申込者に運用責任者まで連絡するよう教示すること。

6 講習手数料及び通知手数料

講習の手数料及び通知手数料は、使用料及び手数料条例(昭和31年千葉県条例第6号)の規定によること。

7 運転技術が未熟な者に対する特別訓練の実施

原付免許の講習対象者のうち、運転技術が未熟なため、講習細目中「(1)運転行動の観察」を行うことが不適当と認められ、講習細目中「(4)原付特別訓練(場内コース)」を行った場合は、初心運転者講習結果報告書の備考欄にその旨を記載させ、その経過を明らかにすること。

8 インターバル(小憩)の設定

いわゆるインターバルについては、所定の講習時間内で必要に応じ適宜とること。 ただし、遅刻や不必要な講習の準備のための時間は、講習時間に含めないこと。

9 大型二輪免許と普通二輪免許との合同講習の実施

大型二輪免許と普通二輪免許に係る講習は、講習内容及び方法が同一であることか

ら、合同で行うこと。

第12 その他

この要領に定めるもののほか、講習の実施について必要な事項は、運用責任者が別に 定める。

様式第1号~第8号及び第10号省略

別表 (第8の2 (2))

初心運転者講習細目

			講習	時間
講習項目	講習細目	講習方法	準 中 型 車普 通 車大型二輪車普通二輪車	原付車
1 安全運転 意識の向上	(1)運転意識の改善の必 要性	講義	15分	10分
	(2) 運転適性検査	検査実施	20分	20分
		面 談	25分	
2 場内コー スにおける 運転演習	(1) 運転技能の補正	実 技	60分	50分
	(2) 危険予測・判断の実 地訓練			
3 路上にお ける運転演 習	(1) 運転行動の観察	実 技	90分	30分
	(2)他の交通に対する配 慮			
	(3)路上運転についての 話し合い	ゼミ	30分	10分
(1)及び (3)を実 施しない場	(4)原付特別訓練 (場内コース)	実 技	—	(40分)
4 危険予測訓練	(1) 危険予測ディスカッ ション	ぜミ	90分	50分
	(2) 危険予測・判断能力 の向上	講 義 (映画)	30分	30分
 - 運転シミュ	 (3)危険を予測した運転	 実 技		
レーターを場ける場	(4) 危険予測ディスカッション	ゼミ	(120分)	_
	/ • \ - H B Mu -	++	0.6.1	0.6.1
5 新たな心 構え	(1) 効果測定	考査	20分	20分
	(2)新たな心構えの確立	講義	40分	20分
	(3)総合講評		4.0.0.1	
講習	時 間 合	計	420分(7時間)	240分(4時間)

備考 インターバル (小憩) は、講習時間内で必要に応じて適宜設けること。

第 号

初心運転者講習受講終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

免許の種類

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

指定講習機関名

管 理 者 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。